平成17年国勢調査について

10月1日は国勢調査の日です

1．調査の概要

国勢調査は，我が国の人口・世帯の実態を把握し，各種行政施策の基礎資料を得ることを目的として実施するもので，国の最も基本的な統計調査として大正９年以来５年ごとに実施しており，今回の調査はその18回目に当たります。

2．今回調査の特徴

我が国は，21世紀を迎え，少子高齢化が一層進行するとともに，生産年齢人口の減少，地域人口分布の不均衡等，人口構造の変化に伴う諸問題が顕在化してきており，社会・経済情勢の急激な変化に対応した施策はもとより，国民生活の質の向上や地域に関連した施策等の推進が重要な課題となっています。

平成17年国勢調査は，社会経済が大きく変化しつつあるこの時期に行い，各種施策の最も基礎となる人口・世帯について，正に人口構造の転換期にある最新の実態を明らかにするものです。今回の調査から得られる高齢化の進行や出生率の低下等を明らかにする男女・年齢に関する統計，世帯規模の縮小化や単身世帯の増加等を明らかにする世帯類型に関する統計，雇用環境の変化等を明らかにする就業状態に関する統計などは，我か国の実態を把握し，今後の国及び地方公共団体における行政施策を推進する上で，欠くことのできないものとなっています。

3．調査の期日

調査は，平成17年10月１日午前零時現在で行います。

９月下旬から11月上旬にかけて，国勢調査員が皆さんのお宅へ，調査票の配布と受け取りにうかがいます。

国勢調査のイメージ・キャラクター

4．調査の対象

調査は，調査の期日に日本に常住しているすべての人について行います。

ただし，外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族は調査の対象となりません。

5．調査事項

調査事項は，次のとおりです。

⑴　世帯員に関する事項

氏名，男女の別，出生の年月，世帯主との続柄，配偶の関係，国籍，就業状態，就業時間，所属の事業所の名称及び事業の種類，仕事の種類，従業上の地位，従業地又は通学地

⑵　世帯に関する事項

世帯の種類，世帯員の数，住居の種類，住宅の床面積，住宅の建て方

※　氏名については，調査漏れや重複調査を防ぐため，または，記入漏れがあった場合に確認・照会をする手がかりとするものであり，集計の対象ではありません。

6．結果の公表

公表結果については，インターネットや報告書などにより広く一般に提供します。

人口・世帯数の速報は，平成17年12月に公表され，そのほかの集計結果は，平成18年以降，順次公表されます。

7．結果の利用

調査の結果は，衆議院議員（小選挙区選出議員）の選挙区の画定及び議員定数（比例代表区）の決定，地方交付金の算定等の法定人口としての利用を始め，雇用対策，社会福祉対策，防災対策，地域整備計画等の国及び地方公共団体の各種行政施策における利用，将来人口の推計等の行政に必要な人口分析，学術研究における利用，各種標本調査の母集団情報としての利用など，各方面で幅広く利用されます。

8．個人情報の保護

統計法第14条では，「指定統計調査の結果知られた人，法人又はその他の団体の秘密に属する事項については，その秘密は，保護されなければならない。」ことが，第15条では，「調査票を，統計上の目的以外に使用してはならない。」ことが，また，第15条の３では，「集められた調査票を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。」ことが，それぞれ規定されています。

そして，第19条の２では，統計調査員を始めとする調査関係者に対し，「その職務執行に関して知り得た人，法人又はその他の団体の秘密に属する事項を，他に漏らし，又は窃用したときは，１年以下の懲役又は10万円以下の罰金に処する。」と，規定しています。

このように，統計調査員を始めとする統計調査関係者に対しては，調査内容についての秘密の保護及び罰則が規定されています。

このほか，国勢調査に従事する国勢調査員は，総務大臣が任命する国家公務員であることから，国家公務員法第100条において，「職員は，職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後といえども同様とする。」として，調査が終了し，国勢調査員でなくなった後も，秘密を守る義務を課しています。

なお，調査票は外部の人の目にふれないよう厳重に保管され，集計後はすべて溶かして再生紙として利用されます。

2005 国勢調査

平成17年10月1日(土)

9月下旬から国勢調査員がおうかがいいたします。

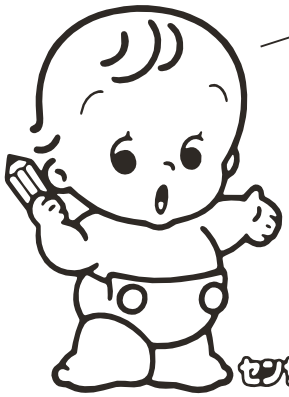

あなたの調査票には日本の大切な未来がつまっています。

あなたとこのまちの21世紀のために10月1日、国勢調査を実施します。
5年に1度、日本に住んでいるすべての人を対象に行う大規模な統計調査です。

9月下旬から、国勢調査員が皆さんのお宅に調査票を配りにおうかがいします。調査票がお手元に届いたら、10月1日現在の皆さんの状況を記入してください。記入していただく項目は、男女の別、出生の年月、就業状態、通勤・通学地、住居の種類など17項目です。

記入していただいた内容は、統計を作成するためだけに使い、調査票は集計後に溶かします。調査票に書かれたことが他にもれることは絶対にありませんので、ご安心ください。
10月上旬までに、再び国勢調査員が調査票を受け取りにおうかがいします。

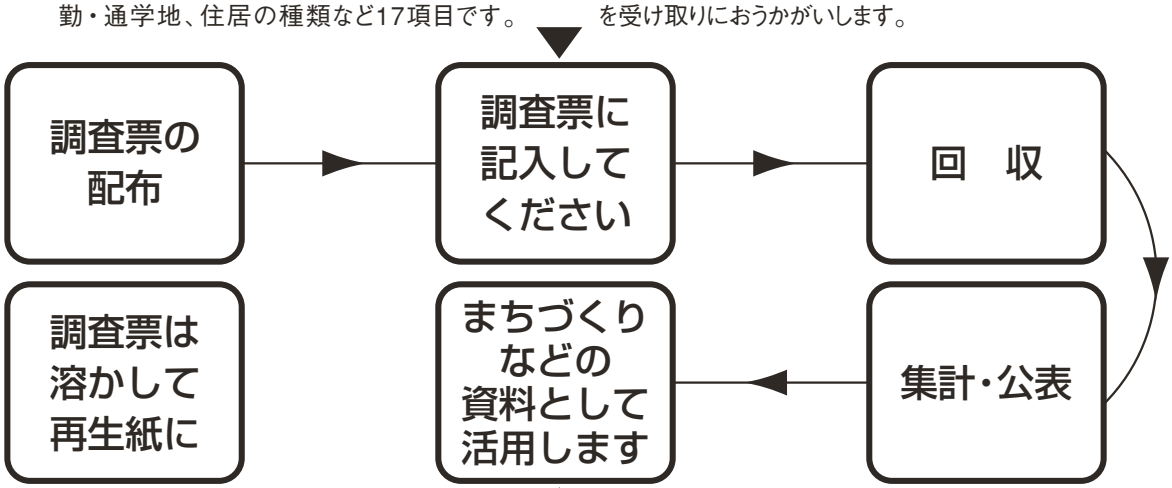

調査の結果は、今年の12月から公表します。まず、人口や世帯数の速報値を、その後「高齢者世帯の状況」や「労働力状態、産業別構成」などを順次集計・公表していきます。
これらの調査結果は、まちづくりを進める貴重な資料として役立てていきます。現在、日本は少子・高齢化が急速に進んでいます。
みんなが暮らしやすいまちをつくっていくためには、住宅や福祉、医療の面でどういった対策が必要かを、調査結果から探っていきます。そのためには、正しい統計が必要です。もし、皆さんから回答が得られなかったり、回答内容が不正確、不完全だと、精度の低い統計になってしまいます。
あなたのまちの未来のために、あなたの現在を調査票に記入してください。

総務省統計局